

○金融庁
厚生労働省 告示第 号

労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する命令の一部を改正する命令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、労働金庫法施行
規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又
は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等（平成十年大蔵省告示第二号）
の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

厚生労働大臣 後藤 茂之

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>労働金庫法施行規則第四十五条第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>(労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第四十五条第三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第五十八条第二項第七号又は第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 規則第四十五条第三項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社</p>	<p>労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等</p> <p>(労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第四十五条第五項第三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第五十八条第二項第七号又は第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 規則第四十五条第五項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社</p>

<p>の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四十五条第三項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第四十五条第三項第三十八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>〔一〇七 略〕</p>	<p>の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四十五条第五項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第四十五条第五項第三十八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>〔一〇七 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。